三　不動産特定共同事業契約に係る財産の明細を記載した書面
四　不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産の明細を記載した書面

2　第五十六条第二項及び第三項の規定は、前項の書類について準用する。

（適格特例投資家限定事業に係る事業報告書の様式）

第八十二条　法第六十一条第二項に規定する事業報告書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。

（適格特例投資家限定事業に該当しなくなった場合の届出）

第八十三条　法第六十一条第四項の規定による届出は、別記様式第二十七号による適格特例投資家限定事業に該当しなくなった場合の届出書を提出して行うものとする。

2　前項の規定により提出すべき適格特例投資家限定事業に該当しなくなった場合の届出書の部数については、第十七条第二項の規定を準用する。

（適格特例投資家限定事業者に対する監督処分の公告）

第八十四条　法第六十一条第十項の規定による公告は、主務大臣の処分に係るものにあっては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法によるものとする。

（特定信託会社等の届出）

第八十五条　法第六十七条第三項の規定による届出は、法第五条第一項各号に掲げる事項（同項第五号に掲げるものを除く。）を記載した届出書を、令第十七条第三項の規定による届出は、法第五条第一項各号に掲げる事項（同項第五号に掲げるものを除く。）及び兼営法第一条第一項に規定する信託業務のうち不動産特定共同事業として行おうとするものの内容を記載した届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二　（略）
三　第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類
四　第八条第二項第二号及び第三号に掲げる書類
五　（略）
六　令第十六条各号に掲げる信託会社で宅地建物取引業法施行令第九条第三項の規定による届出をしたものにあっては、信託業法第三条の免許を受けたことを証する書面及び同法第四条第二項第三号に掲げる業務方法書

3　法第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業若しくは第四号事業のみを行おうとする法第六十七条第一項に規定する特定信託会社若しくは令第十六条第一項に規定する特別金融機関等又は特例投資家のみを相手方若しくは事業参加者として不動産特定共同事業を行おうとする法第六十七条第一項に規定する特定信託会社若しくは令第十六条第一項に規定する特別金融機関等は、法第六十七条第三項又は令第十七条第三項の規定による届出を行う場合において不動産特定共同事業契約約款の添付を要しないものとする。

4　法第六十七条第三項の規定、令第十七条第三項の規定並びに第一項及び第二項の規定により提出すべき届出書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（特定信託会社等の変更の届出）

第八十六条　届出特定信託会社又は届出特別金融機関等は、不動産特定共同事業者名簿に登載された第十八条第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合においては、法第六十七条第四項又は令第十七条第四項の規定による届出を行うことを要しないものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（特定信託会社等の届出）

第二十九条　法第四十六条第三項の規定による届出は、法第五条第一項各号に掲げる事項（同項第五号に掲げるものを除く。）を記載した届出書を、令第十条第三項の規定による届出は、法第五条第一項各号に掲げる事項（同項第五号に掲げるものを除く。）及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次項第五号において「兼営法」という。）第一条第一項に規定する信託業務のうち不動産特定共同事業として行おうとするものの内容を記載した届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二　（略）
三　第五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類
四　第五条第二項第三号から第五号までに掲げる書類
五　（略）
六　令第九条各号に掲げる信託会社で宅地建物取引業法施行令第九条第三項の規定による届出をしたものにあっては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条の免許を受けたことを証する書面及び同法第四条第二項第三号に掲げる業務方法書

3　法第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業又は第四号事業のみを行おうとする法第四十六条第一項に規定する特定信託会社又は令第十条第一項に規定する特別金融機関等は、法第四十六条第三項又は令第十条第三項の規定による届出を行う場合において不動産特定共同事業契約約款の添付を要しないものとする。

4　法第四十六条第三項、令第十条第三項並びに第一項及び第二項の規定により提出すべき届出書及びその添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

（特定信託会社等の変更の届出）

第三十条　届出特定信託会社又は届出特別金融機関等は、不動産特定共同事業者名簿に登載された第十四条第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合においては、法第四十六条第四項又は令第十条第四項の規定による届出を行うことを要しないものとする。